

伊那市環境審議会委員一般公募募集要項

1 伊那市環境審議会とは

伊那市では、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、伊那市環境審議会を設置しています。この審議会は、伊那市環境保全条例において、審議会の意見を聴くこととされているもの（注1）のほか、環境の保全に関する事項及び廃棄物の減量等に関する事項について、市長に意見を具申することができることとされています。

- 審議会の定員 15名以内
- 任期 2年
- 会議の頻度 年2～3回（定例と臨時）

（注1）伊那市環境保全条例等の規定による意見聴取の事項は、①環境基本計画の策定や変更②水資源採取に関する申請及び一時停止命令などがあります。

2 応募資格

- (1) 現に伊那市内に住所を有し、令和8年4月1日時点で1年以上、伊那市に住所を有し居住していること。
- (2) 令和8年4月1日現在で、18歳以上であること。
ただし、高校生は除きます。
- (3) 伊那市議会議員及び伊那市職員でないこと。
- (4) 伊那市の他の審議会の委員に選任されていないこと。
- (5) 市税・その他使用料等に未納がないこと。

※応募された方は、市税・その他使用料等に未納がない事を確認いたします。予めご了承ください。

3 募集人員

若干名

（「伊那市環境保全条例第32条第2項の規定による識見を有する者」として募集します。）

【裏面へ】

4 提出書類等

- (1) 伊那市環境審議会委員 一般公募応募用紙
- (2) 環境に関する作文
 - ア 用紙の指定はありません。
 - イ 800字以内としてください。
 - ウ 内容は、応募の動機及び伊那市の環境の特徴、今後の環境施策についての考えなどとしします。

提出先	伊那市役所生活環境課へ持参または郵送で提出してください
-----	-----------------------------

5 受付期間

令和8年4月22日（水）から6月22日（月）午後5時【必着】まで

6 選考基準

- (1) 伊那市の環境への考え方
- (2) 広く環境問題への関心
- (3) 環境向上へのアイデアや意欲
- (4) 環境保全活動等の実績

7 その他

- (1) 選考経過等は開示しないことをご承知の上、ご応募ください。
- (2) 応募者の個人情報、伊那市個人情報保護条例に基づき保護され、公表されることはありません。また、今回取得した個人情報はこの選考以外の業務には使用いたしません。
- (3) 応募用紙は、市役所、総合支所、各支所の窓口にお申し出いただくか、伊那市公式ホームページからダウンロードしてください。

お問い合わせ先

伊那市市民生活部生活環境課ゼロカーボン環境政策係 担当 松崎・宮下
〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050
TEL: 0265-78-4111（内線：2211、2212）
FAX: 0265-74-1260
E-mail: sei@inacity.jp